

# グローバル・サウスの声：ブラジル憲法第4条の重み

山崎圭一 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・教授、  
日本AALA常任理事

## 1 はじめに：ブラジル外務官僚の伝統

「グローバル・サウス（Global South）」という言葉が最近よく耳にするようになった。これは「ノートパソコン」や「サラリーマン」のような和製英語ではなく、海外でも通じる英語である。日本の学术界で最初に使い始めた研究者が誰かは確認できていないが、この言葉を書名に入れた最近の研究書の1例として、2016年刊行の松下冽・藤田憲編著『グローバル・サウスとは何か』（ミネルヴァ書房）がある。これは「グローバル・サウスはいま」という全5巻から成るシリーズの第1巻である。筆者自身も翌年、後藤政子先生との編著で『ラテンアメリカはどこへ行く』（第5巻）を刊行した。

さてグローバル・サウスの代表格として、ブラジルのルラ大統領が、2023年1月より再び外交の場で活躍を始めている。「再び」というのは、2003年～10に2期大統領職にいたので、今回13年ぶりに登場して、3期目を務めていることを指している。ちなみに日本にも最近来られた。5月19日～21日のG7広島サミットに招待され、参加されていた。

ルラ氏は第1期のおきから米国に対して自由に物申す政治家であったが、彼の性格だけでなく、ブラジル外務省の主流派官僚の特徴も重要で、彼ら自身の伝統として、主権外交の姿勢を継承しているのである。なお本稿では、全方位外交、中立外交、多国間主義も、主権外交とほぼ同義で使いたい。ルラ氏個人の思想と外務官僚の伝統が大まかには合致していると考えられるが、1988年憲法（現行憲法）第4条が全方位外交を規定していて、重要である。この点は後述する。

信念の強い外務官僚で有名な例は、1990年代のジョゼ・ブスタニ氏である。彼は、OPCW（化学兵器禁止機関）の初代事務局長として、93年のブッシュJrのイラク戦争を真正面から止めようとした人である。すなわち査察を断行して、戦争の口実であった大量破壊兵器が実際には存在しないことを、事前に証明しようとしたのである。この動きはブッシュ大統領の逆鱗にふれて、事務局長を強引に辞めさせられた。世界で最も権力のある男に対して、国際機関の長とはいえ、ブラジルの一官僚が真っ向から立ち向かったのであ

る。繰り返すが、ブスタニ氏は政治家ではなく、外務大臣でもなく、一外務官僚に過ぎない。ブラジル外交官の矜持が象徴されるエピソードであった。

2000年代ルラ氏を支えた外交官は、セルソ・アモリン氏であった。彼は外務大臣に抜擢されて活躍した。アモリン氏も多国間主義への強い信念をもつ外務官僚である。ルラ氏とタッグを組んで主権外交を展開した。アモリン氏の経歴や業績について、子安昭子教授（上智大学）がまとめた論説があるので、詳細はそれに委ねたい（「（第12章）多国間主義の伝統を貫く セルソ・アモリン」（小池洋一・子安昭子・田村梨花編著『ブラジルの社会思想 人間性と共生の知を求めて』現代企画室、2022年））。

2023年1月からのルラ政権を「新ルラ政権」と呼んでおく。外相には、同じく外務省のベテラン外交官であるマウロ・ヴィエイラ（Mauro Vieira）氏が任命された。旧ルラ政権期に、駐アルゼンチンと駐米のブラジル大使を務めた人で、全方位外交の伝統を継承する外交官だと考えられる。

## 2 ボルソナロ政権での右旋回

新ルラ政権の外交をみるまえに、直前のボルソナロ大統領政権（19年1月～22年12月）の外交を振り返っておこう。

外交は右旋回した。4例挙げておこう。ベネズエラの首都カラカスにあるブラジル大使館の閉鎖（2020年3月）、UNASUR（南米諸国連合）からの脱退（2019年4月）と、PROSUR（ラテンアメリカの前進と発展のためのフォーラム）への加盟、CELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）からの脱退（2020年）、国連総会における米国の対キューバ禁輸政策（embargo）の解除決議への反対ないし棄権（19年と20年は反対、21年と22年は棄権）、などである。

は文字通りの展開である。については、やや短絡的かもしれないが、UNASURは左派的、PROSURは右派的な機構だと見なせば、この意味がわかりやすくなるであろう。も文字通りで、はわかりにくいですが、要するにボルソナロ政権は、対キューバ禁輸政策の継続を良しと意志表明したわけである。これは毎年国連総会で採択されている決議で、日本もこの禁輸解除については、反対する米国に追随しないで、賛成してきた。

## 3 新ルラ政権の外交とブラジル憲法第4条

新ルラ政権では、こうした右への変化を元に戻している。すなわち、ベネズエラのブラジル大使館の再開、UNASUR への再加盟、CELAC への再加盟である。に関する国連総会決議は、例年もう少し後の時期なので、本稿執筆時点で断定できないが、おそらく従来の解除決議賛成の立場に戻るだろうと予想される。

ルラらしい外交として、次のような動きがこの間みられた。3月3日のAP通信によると（URL は以下：<https://apnews.com/article/iran-ships-brazil-us-navy-rio-de-janeiro-2b6d98aca758c040e5e75293a05d9db9> 最終閲覧日：2023年5月21日）、イランの軍艦2隻をリオ・デ・ジャネイロのドックに迎え入れている。イスラエルと米国が反感を示した。イランは、米国のトランプ政権が敵視し、非常に強い経済封鎖を課した国で、バイデン政権も同じ態度を継承しているが、ルラ氏は世界の多極化を展望した動きをしている。

今回の広島サミットの会合で、ブラジルとして核兵器禁止条約に批准する意向をルラ氏は表明した。ラテンアメリカ・カリブ海（LAC）地域の核禁条約であるトラテロルコ（Tlatelolco）条約については、ブラジルは署名だけでなく、1968年に批准済みである。世界版の核禁条約については、テメル政権の2017年に署名したが、まだ批准していない。今回の意向表明は前進である。

ウクライナ戦争について、ルラ氏は昨年（2022年）の大統領選挙キャンペーン中から、一貫して、プーチン大統領とゼレンスキー大統領およびNATO・米国の両サイドを批判してきた。とくにゼレンスキー大統領への辛辣な批判は、米国の保守系週刊誌『TIME』の独占インタビューの中で展開された（5月23日・30日の合併号にトップ記事として掲載）。ゼレンスキー大統領は、「西側」諸国に武器供与を求めるばかりで、停戦交渉にむけた十分な努力をしていないという批判であった。大統領就任後も、この態度は変えておらず、ウクライナへの武器供与については、断固拒否している。

4月12日（水）から14日（金）にかけて、ルラ大統領は中国を訪問し、14日に習近平国家主席と会談をした。翌日（土）、「西側」諸国が戦争継続に寄与しているという趣旨の批判的コメントを出した。その後16日（日）に、アラブ首長国連邦を訪問した際にも、ロシアとウクライナの双方を批判した。この週末の一連の発言は米国政府を刺激したようで、米国NSC（国家安全保障会議）のジョン・カービー（John Kirby）戦略広報調整官がルラ氏の発言を、「非常に問題がある」と強く批判した。これを受けて、ルラ氏は、

4月18日(火)のブラジルでのルーマニア大統領との会談において、ウクライナ戦争の問題についての表現を調整した。しかし、ロシアとウクライナ・NATO・米国の両方に責任があるという態度は、変えていない。

この中立外交の態度は、上述したように現行憲法に規定されている。ブラジル憲法は第250条までである。長い条項もあるので、全体では日本国憲法の数倍の分量になる。外交の原則は最初のほうの、第4条に明記されている。同条は以下のとおりで、格調が高い。

## ブラジル連邦共和国憲法

第4条 ブラジル連邦共和国は、国際関係において、下記の諸原則により規律される。

- I - 国家の独立；
- II - 人権の尊重；
- III - 民族の自決；
- IV - 内政不干涉；
- V - 国家の平等；
- VI - 平和の擁護；
- VII - 紛争の平和的解決；
- VIII - テロリズムと人種差別主義の排除；
- IX - 人類の進歩のための諸国民の協力；
- X - 政治亡命の許与。

単項 ブラジル連邦共和国は、ラテンアメリカ諸国の共同体の形成を目的として、諸国民の経済的、政治的、社会的および文化的統合を追求する。

訳は、矢ヶ崎通朗『ブラジル共和国憲法：1988年』アジア経済研究所、1991年による（ジェットロ・アジア経済研究所のウェブサイトよりダウンロード可：<http://doi.org/10.20561/00030771>）。

原文は以下の通り（ブラジル大統領府ウェブサイトより：URL = [https://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/constituicao/constituicao.htm](https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/constituicao/constituicao.htm)）：

Art. 4º A República Federativa do Brasil rege-se nas suas relações internacionais pelos seguintes princípios:

- I - independência nacional;
- II - prevalência dos direitos humanos;
- III - autodeterminação dos povos;

- IV - não-intervenção;
- V - igualdade entre os Estados;
- VI - defesa da paz;
- VII - solução pacífica dos conflitos;
- VIII - repúdio ao terrorismo e ao racismo;
- IX - cooperação entre os povos para o progresso da humanidade;
- X - concessão de asilo político.

Parágrafo único. A República Federativa do Brasil buscará a integração econômica, política, social e cultural dos povos da América Latina, visando à formação de uma comunidade latino-americana de nações.

ルラ政権の中立外交と多国間主義は、格調高い憲法第4条に従った重い行動だと思われる。

#### 4 終わりに

経済外交では、EU - メルコスル FTA やアルゼンチンとの共通通貨構想、国内政策では貧困対策の財源問題、日本との関係では日伯戦略グローバル・パートナーシップ(それ自体多分野を包括)や在日ブラジル人の多文化共生政策などの 이슈があるが、これらの考察は別の機会に委ねたい。

本論説の結論は、ウクライナ戦争やそれ以外の 이슈について、ブラジルの全方位外交は、連邦憲法第4条とルラの思想と外交官の矜持とブラジル人の主権意識と民族自決権によって支えられているという点である。グローバル・サウス各国の全方位外交の背後にある主権意識を、日本を含めた「西側」諸国は、重くみるべきである。

(2023年5月23日脱稿)